

『今昔物語集』 卷二十四の考察

— 出典との比較から見た編者像 —

李 市 峻

『今昔物語集』（以下『今昔』と略記）は、天竺、震旦、本朝の三国を舞台にする日本文学上、最大の説話であり、成立年代、編纂の意図は未詳である。また編者についても色々な説があるが、確実な外部証拠が見つからないかぎり、定説と決めるのは当分の間不可能であろう。ここで本稿は編者像の把握を目的に巻二十四を中心として考えてみたい。その方法としては、『今昔』の編者の独自の附加と思しき「冒頭部」と話末の「評語」それから本文の中で目立つ改変を対象とした。周知の如く、『今昔』は口伝を書写したというより依拠資料を書写したということが出典研究によって明らかになっている。よって、編者の輪郭を掴むには編者自身が新しく手を加えた部分こそ、究極の資料だといえるが「冒頭部」と「評語」と「本文の改変」こそこれに相応しい資料なのである。本稿では厳正を期するため、出典が明らかになっている説話と出典ではないが、同文的同話で充分比較できる説話だけを分析の対象とした。部分的に同話である場合は該当部分をできるだけ記しておいた。比較対象を先に記し、『今昔』の該当部分は「→」の後に記した。

『今昔』⁽¹⁾ 卷二十四第一話 『世継物語』⁽²⁾ 48+49

【冒頭】まことの右大臣と申人おはしけり。萬の事やむ事なく。めてたくおはしける中にも。さうのことなんならひなく引給ける。→北辺ノ左大臣ト申ス人御座ケリ。名ヲ信トゾ云ケル。嗟峨天皇ノ御子也。一条ノ北辺ニ住給ケルニ依テ、北辺ノ大臣トハ申ス也。万ノ事止事無ク御座ケル中ニ、管弦之道ヲナム艶ズ知給ヒタリケル。其中ニモ箏ヲナム並無ク弾給ケル。

・編者の人物に関する常識、京の地理、芸能における「道」に関する意識等に注意したい。

【本文】紀中納言と云はかせ→中納言長谷雄ト云ケル博士有ケリ。世ノ並無カリケル学

生也。

【評語】むかし人はかゝる物を見あらはかしける。→昔ノ人ハ此ル奇異ノ事共ヲ見顕ス人共ナム有ケル、ト語り伝ヘタルトヤ。

・出典を踏襲したものであるが、「奇異」という感想を付け加えていて、本文にも北辺大臣のエピソードには「実ニ此レ、奇異ク微妙キ事也」とあり、紀中納言の場合には「此レ亦希有ノ事也」とある。また昔を偲ぶような尚古思想にも注意したい。

第三話『宇治拾遺物語』⁹⁾ 97前

【冒頭】小野宮殿の大饗に、九条殿の御贈物にし給たりける女の装束にそへられたりける紅の打たるほそながを→小野宮ノ大臣ノ大饗行ヒ給ケルニ、九条大臣ハ尊者ニテナム參給ヘリケル。其御送物ニ得給タリケル女ノ装束ニ被副タリケル紅ノ打タル細長ヲ

・場面の敷衍説明が施されている。

【評語】昔は打ちたる物は、かようになんめりける。→昔ハ打タル物モ此様ニゾ有ケル。今ノ世ニハ極テ難有キ事也、トナム語り伝ヘタルトヤ。

・尚古思想の表現に注意したい。

第九話『日本靈異記』¹⁰⁾ 中 41

【冒頭】河内の国更荒の郡馬甘の里に、富める家有り。→河内ノ国讚良甘ノ郷ニ住ム者有ケリ。下姓ノ人也ト云ヘドモ、大キニ富テ家豊カ也。

・編者の階級意識に注意したい。『日本靈異記』の本文にも身分を示す具体的な表現は見つからない。

【本文】大炊の天皇のみ世に、天平宝字三年己亥の夏四月→無し

・記事の具体性と天皇のことに気をつける編者の傾向からみると、不都合である。「大炊」という天皇の名前が理解できず省略したのか。

【評語】愛心深く入りて、死に別る時に、夫妻と父母子を恋ひて、是の言を作しく、「我死にて復の世に必ず復相はむ」といひき。其の神識は、業の因縁に従ふ。或いは蛇馬牛犬鳥等に生れ、先の悪契に由りては、蛇と為りて愛婚し、或いは怪しき畜生とも為る。愛欲は一つに非ず。(以下略)→医師ノ力・薬ノ験不思議也トナム語り伝ヘタルトヤ

・『日本靈異記』の主題は評語の教訓に要約されたとおりに、夫は蛇に妻は人に生まれ、前生の業にひかれて交わったのである。愛欲は一世だけのものではないと。あくまでも因果の理が強調されている。一方、『今昔』は『日本靈異記』の因果のことよりはそれを省略して、その上、医術の徳を顕揚する記事をもって説話を結んでいる。これ

は無論医師への賛美が目的で、「諸道への賛美・諸道の価値を説く」のが主題である巻二四の意図と一致している。

第十六話『宇治拾遺物語』126+127

【冒頭】無し→天文博士安部晴明ト云陰陽師有ケリ。古ニモ不恥ヂ止事無リケル者也。幼ノ時、賀茂忠行ト云ケル陰陽師ニ随テ、昼夜ニ此道ヲ習ケルニ、聊モ心モト無キ事無カリケル。

・「古ニモ不恥ヂ止事無リケル者也」は前話第十五話の「道ニ付テ古ニモ不恥ヂ、当時モ肩ヲ並ブ者無シ」とかようなものがある。文章の整形性から両方とも『今昔』の編者の付加と見られるが、尚古思想の表現として注意したい。また、評語の「幼ノ時、賀茂忠行ト云ケル陰陽師ニ随テ、昼夜ニ此道ヲ習ケルニ、聊モ心モト無キ事無カリケル。」には「道」におけるの修練の課程に対する編者の認識が窺える。

【本文】無し→其後、忠行晴明ヲ難去ク思テ、此道ヲ教フル事瓶ノ水ヲ写スガ如シ。然レバ終ニ晴明此道付テ、公私ニ被仕テ糸止事無カリケリ。

・編者の敷衍説明であるが、道の伝授の関する記事として注意したい。また「公私ニ被仕テ」は『今昔』の常套的な表現として、編者は「公=王権」を頂点にする秩序を念頭に置いていると思われる。そして、このような秩序の構想は説話レベルだけではなく、巻二十四全体の構成に係わっている。

【本文】晴明が土御門の家に→此晴明ガ家ハ土御門ヨリ北、西ノ同院ヨリハ東也。

・編者の京の地理に関する知識に注意したい。

【本文】広沢の僧正→広沢ノ寛朝僧正

・編者の人物に関する常識であるが、寛朝の名前は『今昔』二〇4にもみえる。

【本文】無し→道ノ大事ヲ此現ニモ問ヒ給フカナ

・この記事は「またこの道の秘事にわたることをぶしつけにお尋ねなされますな」という意味で、清明が若殿ばらや僧から人を呪殺出来るかどうかを問われて、彼らに向かって行った台詞である。『今昔』ではこのように場面の敷衍説明として、会話文、あるいは心内語が附加されるのであるが、ここでも道の専門性を自覚している編者が窺える。

【本文】若キ僧共→若キ君達僧共、僧→君達

・蛙を殺してみせてほしいと言いつける人物に対して、『宇治拾遺物語』と『今昔』と違いが出ている。『今昔』の編者は殺生を勧めるのが僧であるなら具合が悪いので、貴族に入れ替わったと思われる。

【評語】其ノ孫干今公ニ仕テ、止事無クテ有り。其土御門ノ家モ伝ハリノ所ニテ有り。

其孫近ク成マデ識神ノ音ナドハ聞ケリ。然レバ、晴明尚只者ニハ非リケリ、トナム語り伝ヘタルトヤ。

・「其ノ孫干今公ニ仕テ、止事無クテ有リ。」は陰陽道と朝廷との関係を結びつける意味を持っていて、王権に仕える諸道という編者の意図が窺える。また、「其土御門ノ家モ伝ハリノ所ニテ有リ。其孫近ク成マデ識神ノ音ナドハ聞ケリ」の記事が編者の直接的な経験であるかどうかは断定できないが、編者の生活空間は、このような噂を聞きつけたり、体験できるところだと想定できる。ただし、出典が未詳であるかぎり、編者の附加かどうかは断定できない。

第十八話『宇治拾遺物語』122

【冒頭】主計頭小槻当平と云人ありけり。その子に算博士なるものあり。名は茂助となんいひける。→主計頭ニテ小槻ノ糸平と云者有ケリ。其子ニ算ノ先生ナル者有ケリ。名ヲバ□となム云ヒケル。

・『宇治拾遺物語』には「小槻当平」とあり、『今昔』には「小槻糸平」とあるが、当平は糸平の兄である。本文の記事に照らせば『宇治拾遺物語』の方が正しい。『今昔』と『宇治拾遺物語』とは直接的な関係でないことはたしかである。だとすれば、同じ原拠であるかどうかの疑問が持ち出されるべきであるが、固有名詞が違うというのは同じ原拠ではなく、系統の違う第三の出典を想定すべきか。

【評語】されば、物忌にはこゑたかく、よその人にはあふまじきなり。かやうにまじわざする人のためには、それにつけて、かかるわざをすれば、いとおろしき事也。さて、そののろひ事せさせし人も、いく程なくて、殃にあひて死けりとぞ。「身ををひけるにや。あさましき事なり」となん、人のかたりし。→此ヲ思フニ、物忌ニハ、音ヲ高クシテ人ニ不可令聞カ、亦外ヨリ来ラム人ニハ努々不可会。此ノ様ノ態為ル人ノ為ニハ、其二付テ咀フ事ナレバ、極テ怖き也。宿報トハ云乍ラ吉ク可慎シ、トナム語り伝ヘタルトヤ。

・『宇治拾遺物語』の評語を見ると「人の語りし」や、本文の内容に即して具体的な教訓を施すことなどは『今昔』の評語の付け方と似ていて、注意したい。なぜならば、『宇治拾遺物語』と『今昔』との評語が酷似しているということは、元になる原拠にも同じ評語が付いていると想定できるからである。『今昔』の出典未詳の話において、評語、特に具体的な説明すべてを『今昔』の編者の附加とする際には十分な注意を払うべきである。

もう一つ注意したい点は、本話の陰陽術即ち呪い、人を殺す術に対して、両話とも「わざ・態」と表現していて、他の陰陽道に対する「道」と対照的であることである。陰

陽道には二つの顔があって、まず公に仕えて国家の吉凶禍福を占い、災難から免れるよう努めたり、私的に使われても相人として個人のためになるようする場合がある。もう一つは本話の隠れ陰陽師のように、裏の世界で人に致命的な傷害を与えたりする、マイナス的な存在である場合である。編者も後者の場合であるからこそ、同じ陰陽道であるけれども「道」と言えなかったと思う。

第二十二話『宇治拾遺物語』185

【冒頭】丹後前司高階俊平といふものありけり。後には法師になりて、丹後入道とてぞありける。それがおとゝにて、司もなくあるものありけり。それが主のともにくだりて、筑紫にありける程に→丹後前司高階俊平朝臣ト云者有リキ。後ニハ法師ニ成テ丹後入道トテ有シ。其弟ニ官モ無クテ、只有ル者有ケリ。名ヲバ□。其ガ閑院ノ実成ノ帥ノ共ニ鎮西ニ下テ有ケル程ニ、

・『今昔』では、丹後入道の弟の主を「閑院ノ実成」と特定している。『宇治拾遺物語』には特定すべき手がかりはほとんどなく、ただ筑紫に行つて京にもどるとされているだけである。高階俊平の弟が仕えた主が実際に実成であったかどうかはともかく、編者には実成に関する知識があったことは確かである。本文でも『宇治拾遺物語』ではただ「にはかに主の、事ありて、上りければ」とあるのに、『今昔』では「帥安楽寺ノ愁ニ依テ、俄ニ事有テ、京ニ上ケルニ」とある。藤原実成は長元九年三月の曲水の宴で安楽寺側と鬪乱に及んだため、安楽寺の愁訴により、長暦二年大宰帥の任を停させられる(尊卑分脈・公卿補任)。

【評語】かゝれば、「人ををきころし、をきいくる術ありといひけるをも、つたへたらましかば、いみじからまし」とぞ人もいひける。算のみちはおそろしき事にてぞありけるとなむ。→然レバ、「『人ヲ置殺シ置生ル術モ有』ト云ケルヲ、伝へ習タラマシカバ、極カラマシ」トゾ、聞ク人皆云ケル。此ク算ノ道ハ極テ怖シキ事ニテ有ル也トゾ、人語リシ、トナム語り伝ヘタルトヤ。

第二十三話『江談抄』⁹⁾159

【冒頭】博雅高名管弦ノ人ニテ、イミジク道ヲ重ク求ニ→源博雅朝臣ト云人有ケリ。延喜ノ御子ノ兵部卿ノ親王ト申人ノ子也。万ノ事止事無カリケル中ニモ、管弦ノ道ニナム極タリケル。琵琶ヲモ微妙ニ弾ケリ。笛ヲモ艶ズ吹ケリ。此人、村上ノ御時ニ、□ノ殿上人ニテ有ケル。

・『今昔』の笛のことは『江談抄』にはなく、『続教訓抄』に「管弦ノ仙ナリ、其中ニ横笛全ク競フモノナシ」とある。但し『江談抄』149に笛の記事があるが、『江談抄』か

らの情報だと思われる『今昔』二四25の「其時ニ亦□ノ孝言ト云フ大外記有リケリ」と併せて考えると、この記事も『江談抄』から得たという確率は高くなる。だとすれば『今昔』の編者は該当の話だけではなく、少なくとも『江談抄』の全体を把握していたといえるか。また、『今昔』の「□ノ殿上人ニテ有ケル。」は『江談抄』にはなく、この知識は二四25の本文「源博雅ト云人殿上人ニテ有リ。」と関係があるようだ。

【評語】無し→蟬丸賤キ者也ト云ヘドモ、年来宮ノ彈給ヒケル琵琶ヲ聞キ、此極アタル上手ニテ有ケル也。其ガ盲ニ成ニケレバ、会坂ニハ居タル也ケリ。其ヨリ後、盲琵琶ハ世ニ始ル也、トナム語り伝ヘタルトヤ。

・『今昔』の「蟬丸賤キ者也ト云ヘドモ、年来宮ノ彈給ヒケル琵琶ヲ聞キ、此極アタル上手ニテ有ケル也。」は本文の「此レハ敦実ト申ケル式部卿ノ宮ノ雑色ニテナム有ケル。其ノ宮ハ宇多法皇ノ御子ニテ、管弦ノ道ニ極リケル人也。年来琵琶ヲ彈給ケルヲ常ニ聞テ、蟬丸琵琶ヲナム微妙ニ弾ク。」という記事に基づいての批評である。評語の内容は賤しき身分の蟬丸がどうして琵琶が上手に弾けるかという説明であるが、それと同時に敦実親王の賞賛する結果ともなっている。出典にはない、上記した敦実親王に関する本文の内容もこの意味で取れる。また蟬丸が博雅三位に曲を伝える場面で、『今昔』での蟬丸は『故宮ハ此ナム彈給ヒシ』と言って自分はいくまでも敦実親王の真似に過ぎないというような姿勢を取っていて、敦実親王の方がクロズアップされる。これは身分の高い人に対して絶対的な尊敬心を払う『今昔』の編者の階級意識と無縁ではない。

ところで、本文の「此レハ敦実ト申ケル式部卿ノ宮ノ雑色ニテナム有ケル。其ノ宮ハ宇多法皇ノ御子ニテ、管弦ノ道ニ極リケル人也。年来琵琶ヲ彈給ケルヲ常ニ聞テ、蟬丸琵琶ヲナム微妙ニ弾ク。」という記事は出典の『江談抄』には勿論、『今昔』の出典乃至同文的同話を持っている『俊頼髓脳』『古本説話集』にもなく、ただ後代の『東斎隨筆』に見えるが、蟬丸を盲琵琶の始まりと見るなど『今昔』との類似性が強い。この記事に関しては他に拠るところがあるか、それとも『今昔』の編者の附加か分らないが、蟬丸の素性を知る有一の記事で、編者の常識の豊富さは認めなければならない。但し、『今昔』は『江談抄』の蟬丸が演奏する場面での「磐渉調ニ鳴ラスニ」という記事を省略しているが編者の琵琶の曲についての無知による結果であろうか。

一方「其ヨリ後、盲琵琶ハ世ニ始ル也。」のような起源に関する補足は編者の附加であるらしく、他の例もある。

第二十五話 前半は『江談抄』123+後半は38

【評語】無し→延喜ノ御時ニ参議三善清行ト云人有リ。其時ニ紀長谷雄ノ中納言、秀才

ニテ有ケルニ、

・編者の人物に対する常識に注意したい。

【本文】孝言聞其之→其時ニ亦□ノ孝言ト云フ大外記有リケリ。止事無カリケル学生也。

・□は孝言の姓の明記を期した意識的欠字。惟宗が擬されるが、平安末期の代表的詩文家の一人。文章生、文章得業生を経て、大学頭、長門守、掃部頭などを歴任、寛治八年(一〇九四)七月任伊賀守、永長二年(一〇九七)正月退官。退官後、遠からず没したらしい。『今昔』には「其時ニ亦□ノ孝言ト云フ大外記有リケリ。」とあってまるで三善清行・紀長谷雄と 惟宗孝言とが同時代の人物として扱われている。また孝言は大外記に任じられた事は無い。『今昔』の編者が『江談抄』二、雑事に「外記日次記事、一筆書取人孝言也。近代希有事也。依大夫外記之懇切也。」とある記事を誤解し、孝言を大外記と錯覚してかく付記したものでしょうか。孝言を同時代に扱うのは説話の構成上、必要に応じての方法とも考えられ、もっぱら編者の間違いとは言いきれないだろう。また「大外記」と間違ったのは『江談抄』の記事を誤解した結果であり、一人物の官職を全部覚えるのは無理に違いない。但し、平安末期の代表的詩文家の孝言の姓を期して設けた□の事には編者の常識を疑わせるところがある。孝言の名声は勿論その没年も『今昔』の成立時期とあまり隔たっていない。

【評語】無し→彼ノ清行宰相ハ延喜ノ代ノ人ナレバ前ニ失セニケリ。三善宰相ト云、此也、トナム語り伝ヘタルトヤ。

・清行が長谷雄より先に死んだの意であるが、事実は逆である。清行は延喜十八年没していて、長谷雄は延喜十二年没している(公卿補任)。編者が両者の前後関係について正確な認識を持たなかったことによる誤謬である。ただし清行が延喜の代、参議であることははっきり知っているのである。導入部でも出典にはない、「延喜ノ御時ニ参議三善清行ト云人有り。」と付言している。

第二十六話『江談抄』355

【冒頭】村上御時、宮鶯囀暁光題詩二、召文時三位 被講之。→村上天皇文章ヲ好セ給ケル間、「宮ノ鶯暁ニ囀ル」ト云題ヲ以テ詩ヲ作ラセ給ケリ。

【評語】古ノ天皇ハ文章ヲ好テ此ナム御ケル、トナム語り伝ヘタルトヤ。

・この評語は本文の導入部「村上天皇文章ヲ好セ給ケル」と関連がある。『今昔』の編者は最初から村上天皇を賞賛するために本話を設けたのである。村上天皇は、文筆諸芸を愛した天皇として、醍醐天皇に併称される。(『二中歴』『江談抄』)

第二十七話『江談抄』235

【冒頭】朝綱卒去之後送数年。於相公二条京極梅園旧亭、八月十五夜、時好士有口輩。翫月到彼梅園旧亭。→村上天皇ノ御代ニ、大江朝綱ト云博士有ケリ。止事無カリケル学生也。年来道ニ付テ公ニ仕ケルニ、聊ニ心モト無キ事無クシテ、遂ニ宰相マデ成テ、年七十余ニシテ失ニケル。其朝綱ガ家ハ二条ト京極トニナム有リケレバ、東ノ川原遥ニ見エ渡テ、月ク見ヘケリ。而ルニ、朝綱失テ後、数ノ年ヲ経テ、八月十五夜ノ月極ク明カリケルニ、文章ヲ好ム輩十余人伴ヒテ、月ヲ翫バムガ為ニ、「去来、故朝綱ノ二条ノ家ニ行カム」ト云テ、其家ニ行ニケリ。其家ヲ見レバ、旧ク荒テ人氣無シ。屋共ニ皆倒傾テ、只煙屋許残タルニ、此人々壞タル縁ニ居並テ、

・『今昔』の潤色が目立つ部分であるが、最初の大江朝綱に関する記事は編者の常識と考えられる。ここでも「公」に対する執拗なほどのこだわりが窺える。また朝綱の二条京極梅園旧亭については実感溢れる描写で敷衍説明を付け加えているが、編者の想像力だけのものではないような緻密さがある。次は編者の「道」に関する意識であるが、『江談抄』の「好士」を「文章ヲ好ム輩」に訳していて、本文では「好事人々」を「道ヲ好ム人々」と訳している。ここで「文章=道」という等式が成り立つことになる。【評語】無し→此ヲ思フニ、朝綱ノ家風弥ヨ重ク思ヘ、云フ甲斐無ク女ソラ、如此シ。況ヤ、朝綱文花思ヒ可遣シ、トナム語り伝ヘタルトヤ。

・「云フ甲斐無ク女ソラ、如此シ」には編者の典型的な階級意識が現れていて、「況ヤ、朝綱文花思ヒ可遣シ」と一緒に朝綱の文才を強調する効果をもたらしている。『江談抄』自体は文人の歌の読み方を正す卑賤の尼にポイントが置かれている反面、『今昔』では尼の旧主朝綱に重点が置かれたといえる。第二十三話の博雅と蟬丸との関係と同じである。

第二十八話『江談抄』239

【冒頭】無し→天神ノ作ラセ給ケル詩有ケリ

・道真と言わずただ天神というのに注意したい。また『今昔』には道真の話はこれ一つしかない。天神信仰にたいして『今昔』の特別な遠慮があるためであろうか。

【評語】無し→天神ハ昔ヨリ夢ノ中ニ如此ク詩ヲ示シ給フ事多カリ、トナム語り伝ヘタルトヤ。

第二十九話『江談抄』339

【冒頭】鷹司殿屏風詩、齊信卿被選之。齊信頗多被入資業詩。→藤原資業ト云博士有ケリ。鷹司殿ノ御屏風の色紙形ニ可被書キ詩ヲ、其道ニ違セル博士共ニ仰セ給テ、詩ヲ

作ケルニ、彼ノ資業朝臣ノ詩数入ニケリ。

【評語】無し→此ヲ思フニ、義忠モ可謗キ所有テコソ謗ケメ。只民部卿ノ当時止事無キ人ナルニ、「私有ル思ヘヲ不取レ」トテ、有ケル事ニヤ。亦資業モ人ノ謗リ有ル計ハ世モ不作リケムカシ。此レモ只才ヲ挑ムヨリ出来ル事也。但義忠ガ民部卿ヲ放言スルガ由無キ也、トゾ人云テ、義忠ヲ謗ケル、トナム語り伝ヘタルトヤ

・『江談抄』では「及明年三月、不被免云々」とし、義忠が赦免を願って歌を女房に託して宇治殿に奉り、「依此和歌被免云々」と結んでいる。一方『今昔』では以下のように潤色されている。

義忠恐レヲ成シテ 蟄リ居ニケリ。明ル年之三月ニナム被免ケル。而ルニ義忠或ル女房ニ付、和歌ヲゾ奉ケル、(和歌省略)ト。其後、指ル仰セ無テ止ニケリ。

この結果、和歌進上の意味が曖昧なばかりか、歌意が事実と矛盾していかされないことになってしまった。これは編者の単純な間違いであるか。だとすれば、編者が出典の「及明年三月、不被免云々」や「依此和歌被免云々」などを誤訳したというべきであるが、これはなかなかあり得ないことである。結局、編者の意図として読みとるのが自然であって、評語の「義忠モ可謗キ所有テコソ謗ケメ。」とあわせて考えたい。評語の内容は編者の特有の「中道的な態度」が現れていて、義忠の立場も念頭に入れている。この見方からみると、義忠の和歌進上は赦免を請うのが目的ではなく、自分の無実をもう一度主張するためのものだとも読みとれるのではないか。このような展開こそ評語に現れている、事件の真相に関する色々な編者の推測をもたらした原動力となったと思われる。ところが立ち入った結論は避けて、最終的には「義忠ガ民部卿ヲ放言スルガ由無キ也」のように人を罵った行為そのものだけを責めるに終わっている。

第三三話『古本説話集』¹⁶上2

【冒頭】無し→一条院ノ天皇ノ御時ニ、上東門院始メテ内ニ参ラセ

【本文】そちどのよりはじめて、そこらの上達部・殿上人、心にくゝ思ひければ→御子ノ左大臣宇治殿、同二条大臣殿ヨリ始メテ、若干ノ上達部殿上人、「然レドモ、此ノ大納言ハ無下ニ故無クハ不読給」ト心ク思テ、

・この話は上東門院彰子入内の屏風和歌詠進の席での逸話であるが、和歌の詠進は長保元年である(権記・小右記)。そこに参席した人を『今昔』では藤原頼通(左大臣宇治殿)、藤原教通(二条大臣殿)としているが、当時頼通は八歳、教通は四歳となるわけで、

両人の列席は虚構の可能性が高い。『今昔』の編者はおそらく原拠の「そちとの」を「うちとの」と誤り、更に連想作用によって弟教通を附加したためだと思われる。編者の頼通、教通に関する不正確な知識に拠る誤謬ではある。ところが、頼通からすぐ二条大臣(教通)を連想できたのも編者像において見逃せない所であろう。

【評語】無し→此ノ大納言ハ、万ノ事皆止事無カリケル中ニモ、和歌詠ム事ヲ自モ自歎シ給ケリ、トナム語り伝ヘタルトヤ。

第三四話『古本説話集』上2の最後段+31

『古本説話集』上2の場合

しらかはの家におはしけるころ、さるべき人、四五人許まうでて、「はなのおもしろき、みにまいりつるなり」といひければ、を、みきなどまいりてよみたまひける→白川ノ家ニ居給ヒケル時、可然キ殿上人四五人許行テ、「花ノク候ヘバ、見ニ参ツル也」ト云ケレバ、酒ナド勸メテ遊ビケケルニ

『古本説話集』31の場合

四条大納言、三条の大どのにをくれ給て、九月なかの十日の月のいみじくあか、かりける夜、ふけゆくそらをながめて→此大納言、父ノ三条ノ大キ大臣失セ給たりけるに、九月ノ中旬ノ比、月ノ極ク明ナリケルニ、夜更行ク程ニ、空ヲ詠メテ居タリケルニ、侍ノ方ニ、「極ク明ナル月カナ」ト、人ノ云ケルヲ聞テ、

【評語】無し→此様ニ読テ、此ノ大納言ハ極タル和歌ノ上手ニテ御座ケル、トナム語り伝ヘタルトヤ。

第三八話『古本説話集』上32

【冒頭】みちのぶの中将、おやをくれて、またのとし、あはれつきせねど、かぎりあれば、ぶくぬぐとて→左近中将ニ藤原道信ト云人有ケリ。法住寺ノ為光大臣ノ子也。一条院ノ御時ニ殿上人也。形チ有様ヨリ始テ、心バへ糸可咲テ、和歌ヲナム微妙ク詠ミケル。未ダ若カリケル時ニ、父ノ大臣失給ヒニケレバ、歎キ悲ムト云ヘドモ、甲斐無ク過テ、

【評語】無し→絵ノ主、此ヲ見テ極クゾ讚ケルトナム語り伝ヘタルトヤ。

第四三話『古本説話集』上41、『宇治拾遺物語』149

【冒頭】『古本説話集』つらゆきがとさのかみになりて、くだりてありける程に

『宇治拾遺物語』貫之が土佐守になりてくだりて有ける程に、

『今昔』紀貫之ト云歌詠有ケリ。土佐守ニ成テ其国ニ下テ有ケル程ニ、

【評語】『古本説話集』とかきついたりける歌なむ、いまゝでありける。

『宇治拾遺物語』とかきついたりける歌なん、いまゝでありける

『今昔』其ノ館ノ柱ニ書付タリケル歌ハ、生ニテ不失デ有ケリ、トナム語り伝ヘタルトヤ。

・『宇治拾遺物語』の表現は同文的同話『古本説話集』と全く同じである。『宇治拾遺物語』と『古本説話集』とが『今昔』より近い関係にあることが確認できる。

第四六話『古本説話集』上27後

【冒頭】院うせさせたまひて後、すむ人もなくて、あれゆききえるを→河原院ニ宇多院住マセ給ケルニ、失サセ給ヒケレバ、住ム人モ無クテ、院ノ内荒タリケルヲ

【評語】そのち、いよいよあれまさりて、松の木もひとゝせの風にたふれにしかば、あはれにこそ→其後、此院弥ヨ荒レ増テ、其ノ松ノ木モトセ風ニ倒レシカバ、人々哀レニナム云ヒケル。其院今ハ小宅共ニテ堂計、トナム語り伝ヘタルトヤ

・『古本説話集』の記事以後の河原院の状態を付記したのものとして注目される。

第四七話『古本説話集』上29、『世継物語』53

【冒頭】『古本説話集』伊勢のみやす所、七条の后宫に候給けるころ、びはの大納言のしのびてかよひ給けるに

『世継物語』伊せのみやす所。七条のきさいの宮にさふらひ給ひける比。ひわの大納言忍ひてかよひ給けり。

『今昔』伊勢ノ御息所ノ、未ダ御息所ニモ不成デ七条ノ后ノ御許ニ候ヒケル比、枇杷左大臣未ダ若クシテ少将ニテ有ケル程ニ

【評語】『古本説話集』あはれとやおほしけむ、かへりていみじうおほして、すみ給けり。ほにいでて人にとよみたるも、このおとゝにおはす。

『世継物語』哀とや覺して住給ひけり。ほに出て人をとよみたるも。このおとゝにおはす。

『今昔』少将此レヲ見テ、「哀レ」ナド思給ヒケム、返テナム此ノ度ハ現ハレテ極ク思テ棲給ケル。

・『古本説話集』と『世継物語』の表現は酷似していて、『今昔』との関係より両者が近い関係にあることが確認できる。

第四八話『古本説話集』上34

【冒頭】無し→大江定基朝臣參河守ニテ有ケル時

・『古本説話集』の本文にはただ「みかわの入道」とあるのみである。

【本文】五条まちのへむに→五条油ノ少路辺

・『今昔』の「五条油ノ少路辺」は五条通りと油少路の交差する付近を指すもので、京の地理に関して出典より具体的に叙述している。

【評語】たれといふとも知らず。→誰が家とは不云ヌナルベシ、トナム語り伝ヘタルトヤ。

第四九話『古本説話集』上33

【冒頭】七月十五日、いみじうまつしかりける女→七月十五日の□盆ノ日

【本文】おたぎ→愛□寺

・「オタギデラ(愛宕寺)」の漢字表記を期して果たさず、空格としたものである。愛宕寺は珍皇寺の別名である。葬送の地鳥部野の入り口に位置し、門前を六道の辻と呼び慣わして、冥界との境に比せられる境界の地であった。当時は東寺末で、真言宗である。編者が京で活動する僧であれば漢字の表記ができたのであろうか。

【評語】無し→其人ト云事ハ不知テ止ニケリ、トナム語り伝ヘタルトヤ

第五二話『古本説話集』上4

【冒頭】式部大輔匡衝、学生にて、いみじき物也。『今昔』ざえはきわめてめでたけれど、みめはいとしもなし。たけたかく、さしかたにて、みぐるしかりければ→式部大夫大江匡衝ト云人有キ。学生ニテ有ケル時、閑院ノオハ有レドモ、長ケ高クテ、指肩ニテ、見苦カリケルヲ

・『古本説話集』の「宇治大納言の許にありけり」は『今昔』にはないが、源陸国(一〇〇七~一〇七七)と大江匡衝(九五二~一〇一二)とは年代的に無理が有る。『今昔』の「閑院」は難訓の一つであるが、「みやび」と読まれるもので、編者の文化的環境を知るに手がかりになると思われる。

【評語】無し→此ノ匡衝ハ文章ノ道極タリケルニ、亦和歌ヲナム此ク微妙ク読ケル、トナム語り伝ヘタルトヤ。

第五五話『古本説話集』上44、『宇治拾遺物語』111

【冒頭】『古本説話集』大すみのかみの、くにのまつりごとしたゝめをこなふあひだに、こほりのつかさのしどけなきことどもありければ

『宇治拾遺物語』大隅守なる人、国の政をしたゝめをこなひ給あひだ、郡司のしどけなかりければ

『今昔』大隅ノ守ト云者有リケリ。其ノ国ニ下テ政拈メ行ケル間、郡ノ司四度ケ無キ事共有ケレバ

【評語】『古本説話集』→守いみじう感じ、あはれがりて、許してやりてけり。

『宇治拾遺物語』→いみじうあはれがりて、感じて、ゆるしけり。人はいかにもなさけあるべし。

『今昔』→守此レヲ聞テ、極ク感シ哀デ、免シ遣テケル。然レバ、云フ甲斐無キ下臈ノ田舎人ノ中ニモ、此ク歌読ム者モ有ル也けり。努々不可蔑、トナム語り伝ヘタルトヤ。
・貴族の専有物といっても等しい和歌を大隅の老郡司が見事に歌ったことに關心している。ここで注意を引くのは大隅の老郡司を「云フ甲斐無キノ田舎人」と言い表したことである。すなわち編者からみると大隅の郡司はつまらぬ下臈の存在だったのである。ここで編者の都会意識・階級意識が窺える。にもかかわらず、「努々不可蔑」という表現には宮廷以外の地方のことを認めようとする姿勢が伺える。

「下臈」と云う表現は「昔ハ此様ニ下臈医師共ノ中ニモ、新タニ此病ヲ治シ愈ス者共ナム有リケル、トナム語り伝ヘタルトヤ(二四七)」のように使っているが、これは「賤しい」という意味では取りにくく、典薬の頭(長官)に対する「下級」の意味であろう。

五六話 『宇治拾遺物語』 93

【冒頭】播磨守為家といふ人あり。→高階ノ為家朝臣ノ播磨守ニテ有ケル時

【評語】心から身を失ひけるおのこなりとぞ。→佐太心カラ主ニ被追レテ、郡ニモ被止ニケレバ、其ノ事トモ無クシテ、京ニ上ニケリ。郡司ハ、「事ニ宛リヌ」ト思ケルニ、此ク聞テ、極ク喜ビナドシケリ、ト語り伝ヘタルトヤ。

・『宇治拾遺物語』が『今昔』よりは原拠に忠実だとしても『宇治拾遺物語』の評語が『宇治拾遺物語』の編者の附加に拠るかそれとも原拠にあったものかは分かり難い。しかし、本話の場合は『宇治拾遺物語』と『今昔』とに共通の「心」という表現があるので、原拠の評語と『宇治拾遺物語』のものとはそれほどの変わりはないだろう。そこで『今昔』の編者は独自の方法を以て、主人公の佐太の後の行跡と郡司の立場を考えて補っているのである。

第五七話 『俊頼髓脳』⁷⁾

【冒頭】大斎院と申しける斎院の御時に、蔵人惟規→大斎院ト申スハ、邑上天皇ノ御子ニ御座ス。和歌ヲナム微妙ク読マセ給ケル。其ノ斎院ニ御座ケル時、藤原惟規ト云人、当職ノ蔵人

【評語】女房うけたまわりて、この惟規に語りければ、「この事、詠みながら、くはし

くも知らざりつる事なり」とて、「このことのわびしかりつれば、この事を、よく承らむとて、ありける事なりけり」とて、よろこびける。→彼ノ惟規ハ極ク和歌ノ上手ニテナム有ケル、トナム語り伝ヘタルトヤ。

・『俊頼髓脳』の部分で編者が省略した理由は編者の意図に合わないためである。すなわち、編者は本話を藤原惟規の和歌の才能を讃える逸話としたいもので、歌語の由来を知らないという『俊頼髓脳』の内容だと都合が悪いためである。

以上分析を試みたが、まず巻二十四の意義について考えて見ると、評語の内容からも分かるように詩歌・管弦・絵画・工芸・囲碁・医術・陰陽道などの諸芸能の名匠にたいしての賞賛であると言える。しかし、その賞賛はただの賞賛として止まらず、随所で見られるように、「公」に奉仕するものへ収斂される。「公」とは即ち王権を意味しており、だからこそ巻二十四は「武道」として「公」に仕える内容の巻二十五と並べられているのである。

次は編者像であるが、巻二十四の分析だけを通じると、

一、京の地理に詳しい人で、その生活空間が京である確率が高い。

二、多少の誤謬はあったとしても、貴族的官僚社会、即ち貴族の姓名、官職、出自に関する相当の知識を持ち合わせている。

三、詩歌に対する不十分な理解はあるとしても、『江談抄』、『俊頼髓脳』、その他の私家集に関する相当な教養を持っている。

四、貴賤の意識が強く、身分の高い人には相当の敬意を払う。

以上の見解から見ると、従来想定してきた指名度の高い貴族、僧侶から『今昔』の編者を特定することは無理であろう。次に考えられるのは、中下級貴族か、それとも中下級僧侶であるかであるが、巻二十四の分析の中でも反貴族的要素と反僧侶的要素が交えているように、容易に判断できるものではない。今後の研究の課題としたい。

註

- (1)『今昔物語集』のテキストは日本古典文学全集『今昔物語集(3)』(小学館)による。
- (2)『世継物語』のテキストは続群書類従巻第九百五十一『世継物語』による。
- (3)『宇治拾遺物語』のテキストは新日本古典文学大系『宇治拾遺物語・古本説話集』(岩波書店)による。但し、校注者が当てた漢字の代わりに元来の仮名を載せた。
- (4)『日本霊異記』のテキストは日本古典文学全集『日本霊異記』(小学館)による。

- (5)『江談抄』のテキストは川口久雄、奈良正一校注『江談證注』(勉誠社)による。
- (6)『古本説話集』ののテキストは新日本古典文学大系『宇治拾遺物語・古本説話集』(岩波書店)による。但し、校注者が当てた漢字の代わりに元来の仮名を載せた。
- (7)『俊頼髓脳』のテキストは日本古典文学全集『歌論集』(小学館)による